

あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会（以下、「協議会」）と称す。

2 協議会の事務所は、あかしあ台コミュニティハウス内に置く。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、あかしあ台小学校校区（以下、「校区」）とする。

(目的)

第3条 協議会は、「校区のみんながゆるやかにつながり、安心して健康で楽しく、誇りを持って暮らせる、住んで良かったと思える、まちづくり」を目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議し、市民団体・民間団体・行政など様々な主体との協働を通じて、まちづくりの推進を図る。

- (1) 校区の総合的施策に関する事項。
- (2) 校区の地域活性化推進に関する事項。
- (3) 校区内、諸団体との連携・調整に関する事項。
- (4) その他目的達成に必要な事項。

2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする活動は行わない。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める各種団体等で構成する。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 10名以内
- (6) 監査役 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務を統括する。

4 会計は、協議会の会計事務を担当する。

5 理事は、会の目的を達成するために会務を分担する。

6 監査役は、協議会の会計及び業務について監査を行い、毎年定期総会に報告する。

7 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べる
ことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の
残任期間とする。

2 役員は再任することができる。但し、同一役職は4年を超えることはできない。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体（別表）の代表者もしくは代表者が推薦する者及び役員が推薦する者（以下、「委員」）によって構成する。

- 2 前項の規定により、役員が委員を推薦する場合は、総会の承認を得るものとする。
- 3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告に関する事項
 - (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) 規約の改廃に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会は、委員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 6 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとする。
- 8 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(議事録の公開)

第11条 校区住民および校区活動団体は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

- 2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開しなければならない。

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定する。
 - (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告の作成に関する事項
 - (3) 評議決定した事項を校区住民に周知する事項
 - (4) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
 - (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。
- 5 役員会は、役員会構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
- 6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第13条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができる。

- 2 専門部会は、委員の中から会長が推薦する者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、会長が指名する。副部会長は、専門部かいちょうが指名する。

- 4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第4章 事業計画および予算

(事業計画及び予算)

第14条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び決算報告)

第15条 協議会の事業報告及び決算報告は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 会計等

(経費)

第16条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第18条 監査役は、会計年度終了後に監査(会計監査及び業務監査)を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第19条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。但し、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第6章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第20条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

第7章 補則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月29日に開催された設立総会において、別表(第5表、第9条関連)の構成団体等により合意がなされた。本規約の施行は、別表(第5条、第9条関連)の構成団体等からの参加意志表明がなされ、その参加委員数が3分の2を超えた日の翌日からとする。

2 この規約は、平成27年5月10日に参加委員数の3分の2を超えたことから、平成27年5月11日から施行する。

3 平成27年6月14日改正。構成団体に「まちづくりさぼっとクラブ」を追加および附則2の追加。

4 平成29年6月11日改正。理事(5名以内)を新設。

5 平成30年6月10日改正。別表(第5条、第9条関連)のまちづくり推進員委員数を3名に変更。

6 令和元年6月9日改正。役員再任期限の見直し（同一役職4年までに）、理事10名以内に、専門部会長及び副部会長の選任方法の見直し（上位職による指名に）、委員数見直し（自治会3名に、まちづくり推進員4名に、新規3団体加入「はじかみ池公園気功」・「あかしあ台緑地草刈りグループ」・「あかしあサポート」）。

7 令和2年6月14日改正。ばら華会退会で別表削除。

別表（第5条、第9条関連）

構成団体等	委員数
自治会	3
民生委員・児童委員	1
青少年補導員	1
健康推進員	1
あかしあっ子広場	1
ふれあい活動推進協議会	1
あかしあ台小学校PTA	2
スポーツクラブ21	1
体育振興会	1
あかしあクラブ	1
はじかみ池公園気功（気功朝のつどい）	1
あかしあ台緑地草刈りグループ	1
あかしあサポート	1
まちづくりさぽっとクラブ	若干名
まちづくり推進員（各団体の代表経験者等）	4